

# パートナーシップ法適用の可能性

## —中国における企業結合およびその会計処理について

林 慶 雲

The current accounting practice for business combination in China still permits using pooling of interests method. Given that the International Financial Reporting Standards (IFRS) as well as accounting standards in most western countries have adopted rules that make the purchase method accounting the only acceptable method for all business combinations and that China is willing to come into line with international accounting standards, it is very likely that the accounting standard for business combination in China will follow IFRS in near future and prohibit the use of pooling of interest method. In order for the purchase method to be implemented in a business combination through exchange of stocks, it is necessary to measure the acquisition cost for the acquirer. Under the current economic environment whereas common stock in most listed companies have been divided into marketable and unmarketable, there may not be able to accurately measure those state-owned stocks that are unmarketable and there is no sound basis for evaluation. A more realistic alternative would be that to evaluate state-owned stock on its net assets per share and adjust the acquisition cost as to result in no goodwill.

### 1 はじめに

近年、上場企業が関連する企業結合のケースが中国で数多く発生している。規模の大きな企業結合ケースとして、2001年「航空業界大編成」や「中国石油化学の統合」などがある。航空業界大編成では、それまでにあった10以上の航空会社を中国国際航空、中国東方航空、中国南方航空の3社に統合し、3社とともに100以上の航空機を保有し、ある一定規模の航空会社となった。また、石油化学業界の統合事業で、最大手の中国石油化学（中石化）が約100億元の対価で天然ガス会社新星を買収し、これで中石化が保有する油田を6つも増加し石油貯蔵量が一気に30%以上も増加した<sup>1)</sup>。このような企業結合、いわゆるM&Aが多発する背景としては、WTOへの加盟実現と国有企業の構造改革などをあげる

ことができる。WTOへの加盟によって中国企業の経済活動は、グローバル経済との連動がいっそう強まり、国外の多国籍企業との競争を余儀なくされている。企業の競争力は必ずしも企業規模と比例するものではないが、ある程度の規模が必要であろう。したがって競争力の強化は、中国における一連の企業結合の最大要因といえる。一方、社会主義市場経済が実施されることによって、一部の経営効率の悪い国有企業は、経営状況がいっそう悪化してしまうことになる。本来ならばこうした経営効率の悪い国有企業をいったん倒産させ、そこからまた再建にかけるのも選択肢のひとつと考えられるが、失業保険や再就職の斡旋など社会的インフラがまだ未整備の現状では、経営効率が悪いからといって、そう簡単に企業を倒産させるわけにはいかない。こうした国有企業の救済のため、政府は企業

合併を促す政策を打ち出している。合併の促進策として中国の国家税務総局は、2000 年 6 月に「企業合併および企業分割に係わる所得税についての通達」を打ち出した。この通達では、被合併企業の、合併以前年度の欠損があった場合、その欠損を合併企業に振りかえ、合併企業の法人税と相殺することができるとしている。

企業結合は、企業の持分を取引対象とする経済取引であり、その会計処理に一定の会計ルール、いわゆる企業結合会計が必要である。この企業結合会計処理方法に関して、国際会計基準審議会 (IASB) では、国際財務報告基準 (IFRS) の公開草案第 3 号にて、結合を主導した企業、すなわち取得企業を識別したうえ、被取得企業の純資産の公正価値を測定し、パーチェス法を適用するようと主張している。中国の会計基準には、企業結合会計基準はいまだに設定されていない。企業の M&A の動きが非常に活発になっている現状を考えれば、会計基準の設定が強く要請されている。また、中国の会計基準設定機関が IFRS との調和化を意識し、中国の会計基準と IFRS となるべくリンクさせようという姿勢がみられる。近い将来に設定されると思われる中国の企業結合会計にパーチェス法のみが認められる可能性が高い。しかしながら、現在の中国には、はたしてパーチェス法を適用する環境が備えているのであろうか。本論文は、中国においてパーチェス法を適用できるかどうか、そしてもしパーチェス法を強制的に適用されることになった場合、現実的にどのようなパーチェス法が可能であるかについて検討することを目的とする。

## 2 企業結合会計処理方法の近年の動向

企業結合に係る会計処理に関しては、理論上、企業結合の経済実態に応じて、プリンティング法、パーチェス法、そしてフレッシュスタート法を使い分けることが可能である。フレッシュスタート法は実務ではほとんど使われていないが、プリンティング法とパーチェス法は現在まで会計処理法として使われていた。しかし、プリンティング法とパーチェス法が根本的に異なり、その選択適用によってその後の財務状況や経営成績が大きく異なるから、それぞれの適用局面をいかに規定するかという議論は、いままで数多くされてきた。近年、会計上の恣意性を排除し、会計情報の比較可能性を高めようという論調が強まり、すべての企業結合の会計処理をパーチェス法に一本化するという流れができつつある。アメリカの財務会計基準委員会 (FASB) は、2001 年 7 月に公表した財務会計基準 (SFAS) 141 号において企業結合の会計処理をパーチェス法に一本化すると決定している。また、国際会計基準審議会は、2001 年 11 月に、国際財務報告基準書公開草案 (ED) 第 3 号を公表し、国際会計基準 (IAS) 22 号「企業結合会計」を見直す作業を進めてきた。この ED 第 3 号が公表したあと、2003 年 4 月までの意見聴取期間において、各会員国から、136 のコメントレターを受け取った。それらのコメントレターを討議・分析した結果、国際会計基準審議会は、2003 年 11 月 18 日、プロジェクト・サマリーを発表した。そのなかで IASB は、次のような意見を表明している。

「様々な情報や意見、実務上のケースを慎重に検討した結果、IASB は、IFRS が規定している企業結合の範疇において、すべての企

## パーティクル法適用の可能性

企業結合にパーティクル法を適用しなければならないと決定する。」

これは、企業結合に係る会計処理に関するIASBの最終的結論と解釈してもよい。

一方、日本の金融庁の企業会計審議会は2003年10月31日、合併、株式交換・移転といった企業結合の会計ルールを定めた「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し、企業結合を「取得」と「持分の結合」に識別し、取得であればパーティクル法を、持分の結合であればプーリング法を適用することにしている。「取得」と「持分の結合」の識別基準は、以下の3要件のすべてを満たせば持分の結合と判定し、持分の結合と判定されなかつたものは取得とする。

- (1) 結合の対価が議決権の株式である
- (2) 結合後の議決権比率が50対50の上下概ね5パーセントポイント以内
- (3) (2)以外の支配関係を示す一定の事実がない

なお、この基準の実施時期は、平成18年4月1日以降開始する事業年度からである。

上記3要件のすべてを満たせる企業結合が稀であるという意見もあるが、いわゆる「対等合併」にプーリングを適用できるという可能性を残した点においては、IASBのパーティクル法一本化の立場と相違している。

企業結合に係る会計処理に関する中国の会計基準は、草案が1996年ごろに出ているものの、最終的基準としていまだに設定されていない。草案が出された当時は、1、2年以内に基準化できるとの公算があったようであるが、2004年1月現在、依然として意見聴取や検討の段階に留まっている。最終的基準としてなかなか公表できない理由のひとつは、プーリング法を廃止し、パーティクル法一本化

すべきかという点について専門家委員会のなかに意見が分かれているようである。

会計基準がまだ制定されていない現在では、企業結合の際、その会計処理が「連結財務諸表に関する暫定規定」(財政部、1995年)や「企業合併会計処理に関する暫行規定」(財政部、1997年)、それに「企業合併に関する財務規定」(財政部、1996年)に基づいて行なわれている。これら規定の要約は、次の通りである。

### 1) 被合併企業の会計処理

被合併企業の会計処理の重点は、純資産額を確定することにある。

- ① まず資産、負債について精査し、報告書を作成すること
- ② 資産について、所定の資産評価機構に再評価を依頼すること
- ③ 資産の再評価額と負債額に基づいて、純資産額を確定すること

資産(流動資産、長期投資や無形資産、固定資産を含む)の評価額と簿価との間に差額があった場合、簿価を調整し、資本剰余金を増減させる。負債についての再評価は、規定では言及していないが、返済できない買掛金などがあった場合には、借方に「買掛金」、貸方に「営業外収益」で処理する、としている。

### 2) 合併企業の会計処理

- ① 被合併企業の法人格が継続しない場合  
被合併企業の法人格が継続しない場合においては、資産は再評価した額で、負債は確認した額でそれぞれの勘定科目に記入する。合併対価が合併で取得した純資産の額を超えた場合には、その差額を「無形資産一のれん」の借方に記入すると規定している。無償で合

併を行なった場合には、資産は再評価した額で、負債は再確認した額でそれぞれの勘定科目に記入し、その差額は資本剰余金で調整する、としている。

#### ②被合併企業の法人格が継続する場合

被合併企業の法人格が継続する場合には、取得対価の額で借方に「長期投資」、貸方に「現金」で処理する。

以上のように、企業結合における会計処理方法、つまりパーチェス法もしくは持分ブーリング法のどちらを適用するかについて直接に言及していない。しかし、無償合併はともかく、合併の対価は現金と想定していることやのれんの計上などの文言から、パーチェス法が推奨されるように思われる。一方、持分ブーリング法を適用してはならない、あるいは持分ブーリング法が適用される場合の要件などの規定がないのも事実である。規定が公布された 1996 年当時、株式を取得対価とする有償合併事態の発生が想定できなかつたのであろう。一般的には、明確に規定されてはいないが、株式交換による企業結合の場合においてブーリング法が容認されている。

中国に証券市場が出現したのは 1991 年であり、そして上場企業が関係する最初の企業結合ケースは、1993 年に起きた、いわゆる宝延事件であった<sup>2)</sup>。しかし 1998 年までにじた企業結合のケースは、件数が少ないし、合併の対価は現金であったため、会計処理方法は当然パーチェス法であった。1998 年、清華同方が株式交換によって山東魯穎を吸収合併したケースは、中国の上場企業における最初の株式交換による企業結合であった。そのケースには、やはりブーリング法が適用されていた<sup>3)</sup>。

### 3 TCL 集団合併から見た中国の企業結合会計処理実務

2004 年 1 月 5 日、中国の大手家電メーカーである TCL 集団は、その傘下にある上場企業 TCL 通信（シンセン証券取引所上場）を株式交換により吸収合併すると発表した。この合併は、同じ企業グループ内における組織再編成ではあるものの、家電業界のみならず、ビジネス界全体に衝撃を与え連日大きく報道されている。ここで、この合併が行われた経緯や適用した会計処理について、合併公告書など公開資料を参考に検討したい<sup>4)</sup>。

周知のように、中国の上場企業の多くは、本来国有企業を改組するかまたは国有企業の一部事業を切り離して株式会社に転換してきたのである。そのため、上場企業とはいえ、その株式の半数以上が国有株として、もとの国有企業によって所有されている。国有株は通常、流通しないから非流通株ともいう。しかし、今回の TCL 集団の合併は、親会社が自ら株を発行し上場すると同時に、発行した株の一部を傘下の上場企業 TCL 通信の流通株と交換し、後者を吸収合併するということであった。このような仕組みは、「集団上場」といい、今後、国有企業構造改革の方向性を示しているといえる。

企業結合会計の視点から見た場合、本来同じ企業グループ内の企業結合は、国際会計基準 22 号「企業結合」の定義からすると、その範疇に含まれないのである。しかし、中国の特有の事情は、国際会計基準が想定した状況とは異なる。具体的にいえば、本来国際会計基準が想定した企業結合は、上場企業が主体となるものと考えられる。

今回の企業結合は株式交換による吸収合併

## ペーチェス法適用の可能性

である。すなわち TCL 集団が株式を新規発行し、その一部を TCL 通信の流通株と交換し、それによって TCL の上場を停止する。また、TCL 流通株は現金で買い戻すことをしないので、交換は強制的に行なわれるといえる。

会計処理は、概ね以下のように行なわれている。

### 1) 交換比率

現在まで、株式交換による企業結合における交換比率はたいてい1株あたりの純資産額をベースに、合併企業の収益性や成長性を勘案し決定されるが、今回の合併では、株価をベースに交換比率が決定されている。

まず、TCL 通信株の評価額は、21.15元とし、新規上場の TCL 集団の発行予定価額を4.26元とする。そして交換比率は、 $21.15 / 4.26$ で計算し、4.9648とする。

### 2) 持分プーリング法適用

合併の会計処理には、持分プーリング法が適用されている。持分プーリング法を適用した理由について、合併公告書では、以下のような説明をしている。

- ①合併は株式交換によって行なわれる。
- ②合併後、TCL 通信の一般株主は引き続き TCL 集団の株主となる。
- ③合併による資産の流出はない。
- ④株主の、企業の純資産についての権益は、合併前と合併後は変動していない。

また、持分プーリング法を適用したことに関して、監査法人である安永会計事務所は、次のような意見を述べている。

「プーリング法は、中国現在の会計処理法に符合し、公正的に合併後の TCL の財務状況を反映している。」

この合併計画は、2004年1月2日、証券取引委員会より許可されている。これは会計処理法を含め、株式交換による企業結合が認可されることになった。

### 3) 会計処理

- ①被結合企業 TCL 通信の、結合前の資本構成（合併基準日、2003年6月30日）は、以下の通りである。

TCL 通信の資本構成

	株数	比率
国有株	106,656,000	56.7%
一般株	81,452,800	43.3%
合計	188,108,800	100.0%

- ②TCL 集団が新規上場し、994,395,900株を新規発行する。そのうち、TCL 通信の一般株主に対して 404,395,900 株を交付し、TCL の一般株と交換させる。これにより、合併後の TCL 集団の資本構成は、次の通りとなる。（単位：万株）

項目	合併前	合併により	IPO	合併後
1 非流通株	159,194			159,194
国有株	65,228			65,228
国内法人株	33,093			33,093
国外法人株	19,708			19,708
個人株	41,664			41,664
2 流通株		40,440	59,000	99,440
合計	159,194	40,440	59,000	258,633

③ 合併後, TCL の主な財務データ (単位 : 万元)

	合併前 TCL 集団	TCL 通信	合併後 TCL 集団
総資産	1,479,043	555,908	1,719,280
流動資産	1,167,547	519,483	1,404,389
固定資産	157,857	29,463	157,857
無形資産	32,777	6,888	32,777
負債合計	1,019,994	366,009	1,019,994
少数株主持分	263,528	117,190	220,942
株主持分	195,521	72,709	478,344
資本金	159,194	18,811	258,633
資本剰余金	480	23,762	173,256
利益剰余金	8,099	5,639	8,099

TCL 通信は本来、TCL 集団の子会社であったので、すでに合併前の TCL 集団の連結財務諸表に含まれていた。そのため、固定資産や無形資産の額は、合併前と合併後は変動していない。流動資産が増加したのは、新規発行の一般公募で約 24 億元を集めたからである。また、資本金の項目では、新規発行の株数は約 10 億株であり、その額面 1 元を組

入れたからである。

中国における企業結合の会計処理実務では、株式交換の場合、そのほとんどは持分ブーリング法を適用している。その背景には、現行の会計規定は持分ブーリング法を禁止していない。持分ブーリング法が多用されるもう 1 つの原因是、通常、パーセンス法より持分ブーリング法を適用した場合は、結合後の報

## パーティショニング法適用の可能性

告利益が高くなる。その理由は、持分ブーリングの場合、被結合企業の結合時点までの利益を全額結合企業に持ち込むことができるところ、のれんの計上がないことから、その分の償却費用が少くなるからである。

### 4 中国でパーティショニング法を適用する可能性

中国の会計基準は、IFRSとの調和化を意識し、パーティショニング法のみが認められるとなる可能性が高い。しかしながら、現在の中国には、はたしてパーティショニング法を適用する環境的要因を備えているのであろうか。ここでは、中国においてパーティショニング法を適用できるかどうか検討したい。

IASBは公開草案第3号のなかで、パーティショニング法を適用する場合、その要件または手続きについて、次のように提示している。

- 1) 取得企業の識別
- 2) 取得原価の測定
- 3) 被取得企業の資産・負債の認識と測定
- 4) のれんの認識と測定

#### 1) 取得企業の識別

中国では、吸収合併あるいは連結合併が多く、対等合併のような企業結合はほとんどない。したがって取得企業の識別が困難な結合は想定しにくいと考える。

#### 2) 取得原価の測定

通常、パーティショニング法が適用される場合には、その会計処理の過程において交換に交付した株式の発行価額を客観的に測定しなければならない。

交付株式の価額の測定については、IFRS

公開草案において、相場のある株式の場合はその公表価格を公正価値とし、そうでない場合は信頼できるその他の評価方法で測定しなければならないとしている。

現在の中国では、上場企業が発行する株式のうち、流通株式が約30%、流通しない国有株や法人株が約7割ある。流通株には、市場価格があり、それを公正価値とすることができるが、非流通株の価格の測定には、信頼できる客観的な方法はない。流通株式の価格をもって、非流通株式の価格を評価するという主張もあるが、はたしてそれが可能であろうか。流通もしていないのに、流通していれば、これぐらいの価格で売買されるであろうと想定するには無理がある。最近、1株あたり純資産の額をベースに評価すべきだと意見もあったが、現状では株価と1株あたり純資産額との開きが大きい。いずれにしても、主観的判断で取得原価を算出するとなると、本来パーティショニング法が主張した「公正価値」での測定とは、あまりにもかけ離れている。

流通しない国有株の評価方法が異なると、企業結合後の資本や資産の数値が異なり、また、のれんの償却方法にもよるが、損益の結果も異なってくる。ここで、1つ簡単な計算例を用いて、その違いについて説明したい。

以下の設定で、結合会計処理をする。

- ① 被合併企業の資本構成は、国有株が50%、一般株が50%。株数はそれぞれ50株。
- ② 合併企業の資本構成も、国有株50%，一般株50%。
- ③ 合併企業株式の額面額は1元で、流通の一般株の株価は10元。
- ④ 合併企業の1株純資産は4元。
- ⑤ 交換比率は、両社の1株純資産をペー

スに、合併企業の収益性、成長性を考慮して1対5とする。

- ⑥ 交付方法：国有株に国有株を、一般株に一般株を交付する。

次に、異なる評価方法によって取得原価およびのれんを算出しよう。

- ① 国有株を評価しない

取得原価 一般株： $10 \times 10 = 100$

のれん  $100 - 100 = 0$

- ② 国有株を額面で評価

取得原価 一般株： $10 \times 10 = 100$

国有株： $10 \times 1 = 10$

合計 110

のれん  $110 - 100 = 10$

- ③ 国有株は1株あたりの純資産で評価

取得原価 一般株： $10 \times 10 = 100$

国有株： $10 \times 4 = 40$

合計 140

のれん  $140 - 100 = 40$

- ④ 国有株は流通株の株価で評価

取得原価 一般株： $10 \times 10 = 100$

国有株： $10 \times 10 = 100$

合計 200

のれん  $200 - 100 = 100$

IFRSが完全な市場経済を前提とし、現在

中国にある「社会主義市場経済」の存在を想定していないはずである。したがって IFRS を中国に導入しようとする場合、国有株が半数以上を占めている多くの上場企業にとって、資産評価や費用計上、ディスクロージャーなどではそれほど問題がないかもしれない。しかしこと持分の認識や測定の問題に及ぶと、「社会主義」と「市場経済」との間に、相容れないところがあって、そこから問題が生じてくる可能性が非常に高い。

企業結合にパーチェス法を適用する。その際の考え方は、一方の企業が他方の企業の純資産または営業に対する支配を取得するために、金銭または株式を交付する、いわゆる企業の持分（所有権）を対象とする経済取引である。このような経済取引は証券市場にて行なわれる所以、ひとつの市場行為でもある。しかし、中国での企業結合は、簡単に「市場行為」といえるのであろうか。

「社会主義市場経済」という現実に立ち返って、中国にパーチェス法を適用しようとすれば、国有株を減らして徐々に完全な市場経済に近づくか、もしくは国有株をより合理的な基準で評価するかのどちらかの方策が必要であろう。国有株を減らす議論は、政治経済の問題であり、そちらにゆだねたい。ここでは国有株をどのように評価すればよいかについて考えてみる。

国有株を流通株の株価で評価するには、無理がある。その理由は、現在の平均株価が実態より高いと思われている<sup>5)</sup>。また、流通株の比率は、約30%しかない。流通株の量が少ないのでから、株価が高くなるともいえる。

また、流通株の株主から見ると、国有株は流通株と同様の価値があると考えていない。というの、上場企業の株主持分のなか、資

被結合企業の貸借対照表

資産再評価額	負債の確定額	
	100	純資産
200		100

## パーチェス法適用の可能性

本剰余金がほとんど流通株からきているからである。清華同方のケースでは、1997年6月に上場した際、国有株（法人株を含む）は6870万株（62%）で、一般株は4200万株（38%）であった。一般株の発行価額は8.28元だったが、額面額1元を資本金に組入れ、残りは資本剰余金とした。その結果、資本剰余金とした額は実に3億576万元もあった。上場後の1998年1月、資本剰余金の一部を資本金に組入れる案が発表され、それによると、全株数をベースに50%増額することであった。これで国有株数は1億205万株となり、一般株は6300万株となった。そして資本剰余金が2億5000万元に減少した。このように資本剰余金には国有株からきたものがまったくないというか、国有株の資本金の一部も、本来一般株式の株主が出した資本剰余金からきていることがわかった。

国有株と一般株とは、議決権や配当を受ける権利においてまったく同等のものであって、価値も同じのはずである。しかし、国有株が流通しないという暗黙の条件のもと、一般株主が株式を購入しているから、一般株主からすると、国有株が一般株と同等の価値があるとは考えられない。

国有株の評価は、純資産をベースに、企業の成長性と収益性を勘案し、一定の係数をかけて算定するという方法は、現状のなかでより現実的、より合理的といえるかもしれない。その理由は、現在の上場企業が上場した際、その当時の純資産をベースに株数を算定しているからである。また、「一定の係数」については、ROEを中心に算定するのも一つの選択肢といえる。

### 3) 被取得企業資産・負債の認識と測定

企業が合併または売却される場合の資産評

価については、1991年、国務院が「国有资产評価管理方法」を公布した。そのなか、評価方法に関しては、資産の内容に応じて割引キャッシュフロー法、再調達価格法、市場価格法、清算価格法などが認められている。

実務では、資産評価は専門の評価機構で行なう。中国の資産評価機構は、1980年代後半にできてからまだ日が浅いこともあり、評価技術や評価方法がまだ発展途上にある。また、資産評価の実態をみると、流動資産については評価額と簿価と間にそれほどの差がないが、固定資産や無形資産に関しては、その差は実に大きい。例えば、清華同方のケースでは、山東魯頤の資産について再評価したところ、簿価67万元の建物を634万元と評価し、約10倍に増加した。これだけの差が存在すると、合併後の会計数値の信頼性を損なう危険性が高い。

## 5 むすびにかえて

上述のように、国有株に対して客観的な測定方法がないうえ、資産の評価では信頼できる評価技術や評価方法が確立されていない現状のなか、中国でパーチェス法を適用するには、さらなる会計環境の整備が必要である。もし会計環境がまだ整備されていない段階で、無理をしてパーチェス法を強制適用とするのであれば、次のようなパーチェスを提案したい。

- 1) 発行した一般株は公表価額で評価する。
- 2) 国有株は純資産をベースに収益性や成長性を勘案して評価する。さらに、取得した純資産の評価額にあわせ、のれんが発生しないようにその評価額を調

整する。

これでパーテックス法といえるかどうかは、議論の余地があるが、いずれにしても、社会主義市場経済を前提とした場合、これが現実的かつ実践可能なパーテックス法といえよう。

会計基準国際化について、最近では会計基準の国際的コンバージェンス (Convergence) と言う用語が頻繁につかわれている。コンバージェンスとは、各国における会計基準の内容を統合することを意味する。その統合化の程度については、基本的な考え方の大枠を統合することから、字句表現を含めた一切の統合化までさまざまの見解がある。前者の場合、従来の「調和化」といえるが、後者について、「統一化」ともいえる<sup>6)</sup>。

このコンバージェンスについて、各国がどのようなスタンスを取るかは、一般にその国の経済的、社会的環境、いわゆる会計環境に基づいている。中国の会計基準設定機関がとったスタンスは、現在実施している基準の内容からみると、国際会計基準を最大限に参考とし、中国の事情のあわせて中国的基準を作成している。企業結合会計基準についても、このようなスタンスでいくと思われる。

## 注

- 1) 「中国併購報告 2002 年」、華夏出版社、34 頁。
- 2) 1993 年 9 月 30 日、シンセン証券取引所に上場している深宝安が上海証券取引所上場の延中実業の流通株の約 20% を取得し、最大株主となつたと発表した。延中は、宝安による株式の買占めが証券取引監督管理委員会の規定に反するといって、無効と訴えた。その後、両社が話し合つて、最終的に宝安が延中の支配株主となつた。
- 3) 清華同方の吸収合併については、著者の 2003 年

9 月、日本会計研究学会第 61 回大会での報告要旨集を参照されたい。

4) TCL 集団の合併公告書は、2004 年 1 月 5 日付「証券時報」(中国語)に掲載されている。

5) 「企业改组、兼并与资产重组中的财务与会计问题研究课题组」(企業合併における財務会計問題研究プロジェクトチーム)の調査によると、1995 年およびそれ以前に上場した企業のうちの 309 社の 1999 年度年次報告書に基づいて調査したところ、株価対 1 株純資産の比率は、平均して 5.32 であり、他の国と比べると高い水準にある。また、同調査では、流通株式の比率が高い企業ほど、その株価は低いという傾向があると指摘している。詳細は、『会計研究』(中国語) 2001 年 5 月号を参照されたい。

6) 財団法人財務会計基準機構企業会計基準委員会 (2003)「企業会計基準委員会の国際対応②」、『企業会計』Vol. 55 No. 8

## 主な参考文献

### 〈日本語文献〉

- 武田安弘 (1982) 『企業結合会計の研究』白桃書房  
—— (2001) 「企業結合会計基準の導入について」  
『JICPA ジャーナル』No. 547  
—— (2003) 「IFRS 公開草案第 3 号「企業結合」とわが国の対応」『経営学研究』第 12 卷第 4 号  
企業会計審議会 (2001) 「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理について」『企業会計』Vol. 53 No. 1  
米沢武史、若林浩伸 (2002) 「企業結合の会計処理のあり方」『企業会計』Vol. 154

- 黒川行治 (2000) 「企業再編と企業結合・分割の検討」  
『企業会計』Vol. 52  
斎藤静樹 (2001) 「企業結合会計の論点」『企業会計』Vol. 53 No. 1

### 〈英語文献〉

- Hopkins, P. E., R. W. Houston, and M. F. Peters, (2000) "Purchase, Pooling, and Equity Analysts' Valuation Judgments", *The Accounting Review*, Vol. 75, July

## パートナーズ法適用の可能性

- Chen, X., and D. Chen, (2000) "Does Acquisition through Exchange of Stock Increase Shareholders' Wealth — A case Study", *China Accounting and Finance Review*, Vol. 2 No. 1 March
- King, A. M., (2001) "Applying New M&A Accounting Rules" *Strategic Finance*, Nov.
- FASB (2001) "Statement of Financial Accounting Standards, No. 141 Business Combination" June
- FASB (2001) "Statement of Financial Accounting Standards, No. 142 Goodwill and Other Intangible Assets," June
- Vincent, L., (1997) "Equity Valuation Implications of Purchase versus Pooling Accounting," *The Journal of Financial Statement Analysis*, Summer
- 陈信元、董华 (2001) 「企业合并的会计方法选择：一项案例分析」「会计研究」第 2 期
- 朱宝宪、王怡凯 (2002) 「1998 年中国上市公司并购实践的效应分析」「经济研究」第 11 期
- 陈小悦、徐晓东 (2001) 「股权结构、企业绩效与投资者利益保护」「经济研究」第 1 期。
- 蒋义宏、魏刚 (2001) 「中国上市公司会计与财务问题研究」东北财经大学出版社、2001 年。
- 吴联生 (2001) 「上市公司会计报告研究」东北财经大学出版社、2001 年。
- 上海证券交易所 (2001) 「财务会计法规汇编、企业改制上市行为指南」2001 年。
- (名古屋文理大学情報文化学部)